



インド、パキスタンの核実験と核軍縮・不拡散

須田 明夫

前外務省外交政策局審議官

ここでは筆者が外務省の一員として最近まで関与した軍備管理・軍縮の諸問題のうち、インド、パキスタンの核実験を中心に日本政府の考え方と行動を筆者個人の見解を交えつつ記してみたい。なお関連の国際情勢はその後目まぐるしく動いているが、本稿は1999年10月末日の時点でまとめたものである。

1 インド、パキスタンの核実験の持つ意味 (1) NPT体制とは

1998年5月に先ずインド続いてパキスタンが行った核実験が持つ意味は極めて重要でありまた多様である。第一に核軍縮・核不拡散という世界的な課題との関係では、1968年以来世界の大多数の国が追及してきたNPT(核不拡散条約)体制に基づく核不拡散及び核軍縮の努力に対する公然たる挑戦であり、間違えばNPT体制を根底から揺るがしかねない危険性を孕んでいる。NPTについては、5核兵器国とその他全ての非核兵器国の扱いに格差のある差別的条約であるという批判が根強く、インドがまさにその急先鋒であるが、世界の大多数の国は30年前に、既に5ヶ国は核兵器を保有しているという現実に立ちつつ、それ以上の拡散の危険を防ぎ同時に5核兵器国に対しては核軍縮を促してゆくという体制を打ち立てたのである。この体制に参画していないインドからすれば、核実験も核保有もいかなる条約・国際法にも違反しておら

ず国家主権の範囲内であるということになるが、インド、パキスタン、イスラエル等を除いてNPTに参加している世界中殆どの国の側からすれば、同体制の根本は5ヶ国以外に核兵器を保有する国が現出するのを防ぐということであるから、インドの公然たる核実験を重大問題として受け止めたのはこれまた当然である。また、日本を含む国際社会が、インド、パキスタンに対し、かつてフランス、中国による核実験に対して示した以上に厳しい措置をとったのもこのためである。

インドはもともと核兵器能力を持っていたのであるから核実験を行ったことで事態が根本的に変わったわけではないという議論もある。1974年には平和目的の核実験を実施済みでもある。他にやはりNPTの枠外で核兵器を実戦配備できる能力を既に持っていると言われるイスラエルのような国もある。しかし、軍事技術的に言って、核兵器を新たに独自開発し実戦配備まで持って行くには実際何回か実験を行う過程はさけて通れないと言うのが一般的な見方である。言い換えれば、インドのような国の場合も核実験を行っていないければ現実に使用できる核戦力を持つには至っていないということが推定でき、そのことがNPT体制の維持にとっても大きな点であったが、今や事情が違ってきたと言わざるをえない。

(2) 第三国への影響

NPT体制にとって更に大きな違いは、インドが核実験というそれ自体物理的に明白な措置をとったのみならず、更にはそれを内外に積極的に宣言することによってNPT体制に公然と挑戦し、国際社会に核保有の立場を受け入れさせようという拳に出たことである。世界には技術的にも経済的にも核兵器を開発する能力を持っている国は多い。かつて核兵器を開発したまたはその計画を持っていたがその後放棄した国々、例えばウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンの旧ソ連共和国諸国や南アフリカ、ブラジル、アルゼンチンがそうであり、またイラク、イラン、エジプト等の中東諸国、更には非核先進諸国の殆どはそのような能力を有すると言ってよい。これらの国が核オプションを放棄または控えているのは能力的な問題ではなく各国の政治的意志と国際環境によるものである。ところがここにインドのような国が公然と核兵器保有の政策を取り、これが国内的にも国際的にも大きな障害に会うことなく受け入れられることがあれば、核開発の潜在能力を持つ他の国々にとっても核オプションに対する国際環境は緩み、その政治的意志にも影響を及ぼす可能性が出てくる。

特にインドの場合は、その決定が殆ど不可避的にパキスタンによる核実験を誘発することが明らかであっただけに二重の意味で問題が大きかった。即ちインドの核実験の一つの帰結として、パキスタンという決して大国でなく豊かでもない国までも核兵器を公然と保有することとなれば、世界の普通の規模の国々も核兵器への敷居は意外に低いという誘惑に駆られ易くなる。そのような誘惑に弱い国が多数あるとは思えないが、しかしイラクや北朝鮮の例を持ち出すまでもなく、そもそも核拡散の危険性のあるような国は深刻な国家的問題を抱えている国であろうから、そういう国にとって「パキスタン程度の規模の国

も核開発をし世界はそれを止められなかった」という囁きは状況によって大きな意味を持ちかねない。またパキスタンはイスラム国家として近隣のアラブ諸国と近しい関係にあるので核及びミサイルの技術、資機材のこれら諸国への流出が懸念される。パキスタンの核実験そのものがインドの責任でないことは勿論である。しかし、インドによる核実験が当然パキスタンによる対抗的核実験を招くであろうという国際状況においてインドが敢えて実験に踏み切ったことからして、インドは、自らの核実験がその後に続いたパキスタンの核実験とあいまって、南アジアそして世界の核不拡散問題に多重的に悪影響を及ぼしたことに第一義的な責任を有すると言ふべきである。

(3) インド擁護論の難点

インドによる核実験を擁護する立場からの議論として、不平等な核不拡散体制を揺さぶることによって核軍縮を促す意味があるというものと、インドの安全保障上の必要によるもので止むを得ないというものがある。インド政府の主張は後者の安全保障上の必要性を中心とする議論であるが、不拡散より核軍縮を重視する論者の間では、悪いのは米露を始めとする核兵器国でありインドを非難しても始まらない、むしろこれを契機に核軍縮の圧力を高めていくべきであるという前者の考えをとるものも多い。

インド、パキスタンの核実験後世界は核軍縮問題を従来にも増して真剣に議論しなければならなくなっている、という考え方は一つの正しい情勢認識である。ちなみに両国による核実験後日本政府のイニシャチブで始まった東京フォーラムの報告書⁽¹⁾は、インド、パキスタンに種々の是正措置を求めながらもその大半は核不拡散及び核軍縮問題を根本から論じ、また特に米露更には中英仏に核戦力の削減を具体的な形で促すものとなっている。

南アジアの核実験をきっかけとしてこのような核軍縮の国際的議論が高まり、米露によるSTARTプロセスの進展や英仏中による核戦力の抑制と透明性増大といった、既存の核兵器国による一層真剣な努力の重要性が再認識されることは大いに意味がある。

ただし、核不拡散と核軍縮は相互補完的なものであって二者択一ではない。理論的には、見通し得る近い将来に核廃絶が達成できるものであるならば不拡散を云々するよりも一気に核軍縮を進めることに全力を注ぐ方が有効かもしれない。しかし現実には今後何十年あるいはそれ以上にわたって核兵器が地球から無くなるという見通しはないのであるから、そのような現実の世界において核使用の危険性を極小化するために不拡散の重要性は増しこそすれ減じることはない。なお多言するまでもなく、核の完全軍縮がいかにも息の長い課題であるかは単に政治的、または戦略的な困難の故ばかりではなく、加えて何千、何万という核弾頭の実際の解体処理だけを考えても、技術、費用の関係で少なくとも数十年を要するであろうことから明らかである。核軍縮の追求は勿論大切であり、インド、パキスタンの核実験によってその重要性は一層認識されるようになったと言うことはできようが、両国の核実験によって状況が悪化し現実の対応がより迫られているのは、何よりもまず核不拡散の問題であることを忘れてはならない。そしてインド、パキスタンの核実験によって生じた不拡散をめぐる情勢の悪化を、短中期的には最小限に抑え、長期的には解消するための諸措置が、直接の原因を作った両国に主として求められるのは当然の道理であろう。

(4) 安全保障による理由付け

次にインド政府が核実験に踏み切った理由として挙げる安全保障上の必要性について、それがどの位の意味を持つ議論であるかを考えてみる。ここで最初に確認しておかなければ

ならない点は、現在の世界においてある国が新たに核兵器を開発し実験を行うという問題は、それが単にその国の安全保障状況の改善に役立つからといって受容されるような事柄ではないということである。他の国と安全保障上の何らかの問題を抱えている国々が、その立場を強化できるとの理由で次々に核兵器を持つようになれば、核軍縮、核不拡散は深刻な打撃を受け、世界全体の安全保障状況は著しく損なわれることとなる。インドは核実験をめぐるこのような背景の下で、なおかつ実験に踏み切らざるをえないと感じるほど重大な安全保障の危険に晒されていたのであろうか。

先ずカシミールをめぐるパキスタンとの緊張関係について言えば、インドが核兵器を持ち不可避免的にパキスタンも核兵器を備えるという状態になることは、決してインドの安全保障を高めることにはならない。過去の両国間の武力紛争の歴史が語るとおり、両国が通常兵器で対峙している限り戦力バランスは圧倒的にインドに有利であるのに、双方が共に核を持ってしまえば核戦力のレベルで両国は対等になり、総合的な戦力バランスにおいてインドは従来のように圧倒的な優位に立つとは必ずしも言えなくなる。この比較的単純な論点はインド国内でもかなり指摘されており、インド政府も核兵器を必要とする安全保障上の理由付けを対パキスタン関係に単純に求めることは避けているようである。

インド政府がむしろ公然と挙げている安全保障の問題は隣国中国の核の脅威であり、あるいはそのパリエーションとして核兵器国中国とパキスタンとの連合である。インドの関係者によれば、隣国として国境問題をも抱えた核大国中国の存在はインドにとって常に安全保障上の脅威であり、このためインドは1970年代に米国に核の傘の提供を求めたことさえあるがこれを拒否された。したがって中国の核の脅威に対抗するにはインド自らが

核の抑止力を持つ以外に方法が無い。これが既に1970年代以来のインドの基本政策であり、今回の核実験は何もこの1、2年で政策決定された訳ではないと言う。インド国内の政策決定の経緯はそのようなものであったかも知れず、いずれにせよそれに立ち入ってみても生産的でない。また一国の安全保障の問題は心理的な要素も大きいので第三者が脅威の存否やその大きさを不用意に断じることが控えなければならない。しかし恐らくインド政府も、中国の核の脅威が従来に比べ最近特に高まったという事実がないことは否定しないであろう。中国が核保有を宣言した1970年代あるいは1980年代に比べても改革開放政策の定着した現在、インドに対する中国の軍事的な脅威は緩和されておりこそすれ高まっているとは考えられない。またより短期的に見ても1996年末の江沢民主席のインド訪問に見られるように、1998年5月の核実験前の時期は印中間で関係改善が行われつつあったのである。つまり対中関係においてインドの安全保障が脅かされるような状況の悪化が近年起こっていたというような事実はないのであり、したがって、元々国際社会が同情的に受け入れる余地の少ない新たな国による核保有の試みを若干なりとも正当化するような深刻な「安全保障上の理由」があったとは考えられない。

2 日本政府の行動

(1) 活発な外交活動

インドが5月11日と13日にたて続けに核実験を行ったことに対して、我が国は核拡散、核実験に強く反対するという基本的な立場から、新規円借款の停止を含む諸措置によって強い遺憾の意を表明した。我が国のこの決定は、核問題に対する我が国独自の立場から、米国よりも先んじて行われ発表されたものであり、我が国の明確な意思を世界に示すものであった。

直後に行われたバーミンガム・サミットでは、橋本総理はG8首脳に向かって団結と協調を強く訴え、更にサミットに同行していた登外政審議室長を総理特使としてパキスタンの首都イスラマバードに直行させた。特使はシャリフ首相と会いパキスタンのインドに対抗して核実験に走ることがないように説得したが、シャリフ首相は日本の努力を多としつつも、「苦しい選択を迫られている」ことを強調した。その後パキスタンの自制を促すために、橋本総理がシャリフ首相に電話をしたり、ワシントンに人を遣って米国と協議させたりしたが、5月28日パキスタンも実験に踏み切った。

イン・パ両国による核実験という事態を前にして政府がまず考えたことは、核の不拡散・軍縮のための国際社会の努力に真っ向から反する両国の行動に対しては国際社会が一致して強い否定の意を示すべきであり、核実験を行ったことによって両国が結果的に得をするような事態を許してはいけないということであった。当時、やってしまったことはもう仕方がないから事実上の核兵器国として受け入れたらどうかという声も一部の国から聞こえてくる中で、日本政府は迅速に行動した。

先ず核保有5カ国外相が急遽6月4日にパリに集まることとなると、その前に米国を始めこれら5カ国に我が国の考えを詳しく伝え同調を求めた。会議後発表された5カ国の共同声明⁽²⁾は我が国が伝えた考え方と一致するものであった。国連では我が国がイニシャチヴをとって安保理決議案を作成し、困難な折衝を経て6月6日、イン・パ両国の核実験を非難するとともに両国にCTBT（包括的核実験禁止条約）への参加等を求める内容の安保理決議第1172号⁽³⁾が採択された。更に12日ロンドンで開催されたG8外相会議の共同声明⁽⁴⁾でも我が国の基本的考え方に沿ってG8の団結を示すことができた。この会議では小淵外相（当時）の提唱によりG8と主要非

核兵器国よりなるタスクフォースも設置されることとなった。

(2) 日本独自の立場

これら一連の日本の積極的な外交活動は、核不拡散・核軍縮に対する国際社会のコミットメントを揺るがせてはならないという考えに立ったものであり、インド、パキスタンを敵視したり両国との伝統的友好関係を軽視する趣旨ではない。むしろ、我が国はこういう事態にあるからこそ核不拡散体制を一層強化する必要があり、そのためにはインド、パキスタンに猛省を促すだけでは足りず、この機会に核保有5カ国を中心とする核軍縮の努力を更に高めていくことも大切であるという考えであった。日本はこのような考えから、例えば前述のG8外相共同声明の作成の際には、核兵器国による行動も必要であるとして、ロシアによるSTARTの早期批准、START交渉の早期妥結、米、露、中等のCTBT未批准国による早期批准を共同声明に明記することを求め、核兵器国もこれを受け入れた。

また、1998年8月には小淵外相（当時）の提唱で世界の有識者による核不拡散及び核軍縮に関する緊急行動会議（東京フォーラム）が設置され、広島及びニューヨークを含め計4回の会議を経て1999年7月に報告書がまとめられた。その報告書の勧告においては、南アジアの核問題に留まらず、米露に戦略核弾頭をそれぞれ1000までに削減する交渉を促したり、5核兵器国に核戦力の透明性の向上を求める等核軍縮促進のための諸行動が提唱された。東京フォーラムは個人の集まりであり勧告は必ずしも各国政府の見解を反映するものではないが、日本をはじめ、G8、中国、ウクライナ、エジプト、アルゼンチン、ブラジル等核問題に関係の深い世界の主要国の第一級の専門家、有識者によってまとめられたものである。今後これが核軍縮、核不拡

散問題に取り組む上での一つの有力な考え方として参考とされていくことが期待される。

(3) 国連の究極的核廃絶決議案

この他、1998年秋の国連総会においては、我が国が1994年以来推進してきた究極的核兵器廃絶決議について、インド、パキスタンによる核実験という新しい事態を踏まえ、その内容をこの際一步進め核削減の道筋を少しでも具体的に示すようなものとするを考えた。日本の主導でこれまで成立させてきたこの究極的核兵器廃絶決議が核軍縮に関するその他の国連決議と違うのは、非核兵器国のみでなく核兵器国からもギリギリのところまで支持を取り付けてきたことである。それだけに新しい決議案の内容を核軍縮に向けて一步進めより具体性を持たせることは、これまでの非核兵器国と核兵器国との微妙なバランスを崩す恐れがある。特に日本の同盟国である米国を含めた核兵器国の反発を買い核軍縮のための国際的協力に逆効果となる可能性もあった。多くの非核兵器国は日本のイニシャチブを歓迎し協力してくれたが、一部の旧非同盟諸国からは核保有国に対して生温いという突き上げが勿論あった。しかし最も重要なのは米国を初めとする核兵器国がどのような反応を示すかであった。米国は、原案にはそのままでは受け入れがたい問題点がいくつかあるがこの決議案を重視する日本の考えは良く理解できるとして終始協力的であった。英、仏、中、露も最終的には日本の調整を受け入れた。こうしてまとまった決議案⁽⁵⁾は過去4年の決議に比べより具体的な次のような内容を盛り込んだものとなった。

- (イ) CTBT(包括的核実験禁止条約)の早期発効
- (ロ) FMCT(核分裂性物質生産禁止条約)交渉の早期妥結
- (ハ) START、の早期発効と早期妥結

(二) 核軍縮に関する将来の措置についての多国間での議論

(ホ) 5核兵器国による核戦力の一方的または交渉を通じた削減のための一層の努力

このうち最後の2項目即ち、既に具体的交渉の俎上に上っている条約ないし交渉以外の将来的措置に関する多数国間の議論、そして米、露のみでなく5核兵器国による交渉を通じた削減努力は、これまで国際的な場で核兵器国を含めた形で合意したことは一度もない。決議案は1998年12月4日の本会議において、5核兵器国全てを含む160ヶ国の賛成、反対0、棄権はインド、パキスタン、北朝鮮等の11ヶ国という、望みうる最善の形で採択された。

3 現状の評価とこれからの展望

(1) 一定の成果

南アジアの核実験に対して日本、G8、そして国際社会がとってきた比較的厳しい対応や諸措置はどれだけ意味があったのかという疑問符が呈されることがある。我が国内においては、政府のとした新規円借款の停止等の措置は基本的には国民の多くに支持ないし理解されてきたと思われるが、時が経つにつれ、目覚しい効果もないままに徒に日本とインド、パキスタンとの二国間関係を損なう結果になっているのではないかという声も聞こえるようになってきた。

これに対しては次のように答えたい。

確かに日、米の経済的措置やG8声明、安保理決議等をもってしてもインド、パキスタンに核兵器開発を放棄させるには到っていない。しかし、かりに国際社会が最も賢明に対応したとしても、一旦核実験に踏み切った主権国家に短時日のうちに核開発の放棄を約束させるといったことが可能であったと思う人は余りいないであろう。それでは国際社会の対応がインド、パキスタンによる積極的な措

置を何ももたらさなかったかと言えばそれははっきり違う。両国とも核実験を再度行わないというモラトリアムを宣言し、核関連資機材・技術の輸出管理の強化を約束し、F M C T（核分裂性物質生産禁止）条約交渉への参加を決め、C T B Tへの参加に積極的立場を表明し、信頼醸成のためのラホール宣言に署名した。これらの諸約束の中にはいまだ実行が十分伴わないものもあるが、それぞれ安保理決議等国際社会の要請に沿った重要な一歩である。日本、G8を始めとする国際社会の厳しい対応がなかったなら、インド、パキスタンがこれらの措置さえどれだけ真剣に検討したかは甚だ疑問である。したがって、経済的措置等の効果が疑問であるという見方に対しては、現実的に期待し得る相当程度の効果はあったとすることができるし、また核拡散に対して国際社会を糾合して厳しい姿勢を示すのでなかったら、他にどのような現実的な良策があったのかと逆に問うこともできよう。

なお、日本のとった厳しい措置や国際会議等での積極的な行動は専ら核拡散問題に関する日本の確固とした政策から来るものであって、日本とインドやパキスタンとの全体的な友好関係をこれによって不必要に損なうことは意図していない。この点は外相レベル等で再三にわたり両国に明らかにしてきたところであり、一時特にインドは我が国の意図を誤解していた節もあったが、その後ハイレベルの訪日も検討されるようになり、核問題は核問題として議論するが二国間関係は引き続き促進していこうという考えで一致している。

(2) C T B Tの重要性

上述のように、これまでインド、パキスタン側に一定の積極的な対応が見られたとは言え、そのいくつかは意図表明に留まっており早急な実行を要するものである。その最たるものはC T B Tの早期署名・批准である。今回の事態がインドの核実験によって生じた

ものであるという側面からすれば、C T B Tに参加し2度と実験を行わないことを拘束力を持った形でコミットすることは、両国にとってまた国際社会にとって象徴的にも重要な意味を持つ。両国とも1998年の国連総会における首相演説で1999年9月までのC T B T参加に前向きな立場を表明した。インド、パキスタンによる核実験はC T B Tの重要性を再認識させるきっかけとなった面があり、従来C T B Tという条約そのものに対して最も強く反対してきたインドさえ、一旦核実験を行った後は国際社会の強い批判もありC T B Tへの参加を真剣に検討するようになったのは皮肉である。その後インドのバジパイ政権の一時的崩壊やカシミールでの武力衝突などの紆余曲折がありインドもパキスタンも未だ署名するに到っていないが、10月の総選挙を経て新たに成立したバジパイ新連合政権が他国の様子を窺うことなくイニシアチブをとってC T B T参加を政治決断することが望まれる。

日本はC T B T発効のために批准が必要とされる44の敷居国のうちで最初にこの条約を批准した国であり、その後もC T B Tの早期発効のために世界でも最も積極的に外交活動を行ってきた国であると言って過言でない。特に1998年5月の南アジアの核実験後はバイおよびマルチのあらゆる方策によりインド、パキスタンにC T B T早期参加を働き掛けてきた。しかしインド、パキスタンに劣らずその批准が強く求められるのは未だ批准をしていない米、露、中の3核兵器国である。核兵器国自らが核実験禁止条約の批准を先送りしている状態では他の国に批准を呼びかけるにも迫力を欠く。日本は非核経済大国として米、露、中に対しても小淵総理の親書の発出を含め種々の形で早期批准を要請してきた。また去る9月ウィーンにおいてC T B T成立後初めて開催された発効促進会議では、議長国となって米、露、中を含む未批准国による早期

批准を強く求める宣言をまとめた。このような日本及び国際社会の要請そして米行政府の努力にもかかわらず、10月に米上院がC T B T批准を否決したことは世界を著しく落胆させた。米国とともに核不拡散のために外交努力を行ってきた日本政府としては、米国議会の後ろ向きな決定に強い遺憾の意を表明したところであるが、今後これが他の国による批准の検討をディスカレッジすることとならぬよう、そして2000年に予定されているN P T再検討会議に致命的な悪影響を及ぼすこととならぬよう、米国が一日も早く批准に向けて再度動き出し、核大国としての責任を果たすことが強く望まれる。

(3)問題の複雑さと日本の役割

核軍縮、核不拡散問題は、各国の安全保障、国家間の戦力バランス、国際的また国内的政治駆け引きなどが絡み合ってくるので、問題を見通す解答案が単純ストレートには出てこないことが多い。解答と呼べるようなものが全くないこともある。例えば、ロシアがS T A R T の批准を検討しているときに米国が米本土全域をミサイル攻撃から守るためのN M D計画を打ち出すと、ロシア側はN M Dは冷戦後の米露間の戦略バランスを崩しかねないとしてS T A R T の批准に慎重になる。それでもロシアが思い直して1999年3月になって漸く批准にたどり着くかと思われたその前日に、今度はN A T O軍によるコソボ空爆が始まって、またS T A R T の批准が遠退いたりする。また東アジアにおいては、1998年8月の北朝鮮のテポドン発射の影響もありT M Dの日米共同研究の動きが高まると、中国はその台湾への波及を警戒して反発した。このことが中国によるC T B Tの早期批准にも影を差すようになり、更にはベオグラードの中国大使館誤爆事件が起こってC T B Tの早期批准は暫く遠退いた。他方において、日米におけるT M Dへの関心の高まりは

北朝鮮による中、長距離ミサイルの発射実験によるところが大きいので、中国は北朝鮮によるこの種ミサイル実験を止めさせることに従来以上に関心を持つようになって来たという推測も成り立つ。

南アジアについても、最初に核実験を行ったインドは国際社会、特に主要国が安保理決議を含めあそこまで厳しい対応を示すとは予測していなかった節があり、そのために実験後ある程度批判に応えるべく諸措置を示して来たものと思える。他方国際社会の側も、バジパイ政権が1年にして崩壊し一時政策能力を失ったり、ラホール宣言でインド・パキスタン間の信頼醸成の気運が高まったと思ったら5月にカシミールで大規模な武力衝突が発生するといった事態をそれ程の確度を以って予測していなかった。更には米国議会によるC T B Tの明らかな批准拒否といった事態を予測した者も少なかったであろう。

このように核軍縮、核不拡散の問題は色々な要素が複雑に絡み合って展開していくものであり、一朝一夕で前進を図る特效薬のようなものはない。ましてや現在はC T B Tにしてもカット・オフにしても、米露関係、米中関係、またパキスタンのクーデターを含む南アジア情勢にしても、核軍縮、核不拡散をめぐる情勢に楽観的な材料は余りない。しかし国際関係においてはマイナスの動きが予期せず続くことがあるのと同様にプラスの展開が予想外に起こることもある。勿論、予想外といってもそれは潜在的な可能性の中から発揮されるものである。そこで今後とも恐らく最も大切なことは、核軍縮、核不拡散を促進するという各国の政府・国民の意志を国際的に最大限糾合していくことである。そのために日本が果たすべき役割は小さくない。インド、パキスタンの核実験に対して日本が行動を以って示した意志は、長い目で見るとき決して無駄にはならないと思われる。同様に日本が米、露、中等核兵器国に対して独自の立場か

ら軍縮努力を要請してきたことも大いに意味がある。日本が、安全保障の現実を踏まえつつしかし一步一步前進を目指すという立場から、核軍縮、核不拡散を促進する意志を今後とも具体的に示し続け、近い考えを持つ国々そして国際世論を糾合していくことが、プラス展開への布石になると考える。

- 注 -

- (1) 核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム報告書「核の危機に直面して - 21世紀への行動計画」、1999年7月25日。
- (2) 米英仏露中外相共同声明、1998年6月4日。
- (3) 安全保障理事会決議第1172号、1998年6月6日。
- (4) インド及びパキスタンの核実験に関するG8外相声明、1998年6月12日。
- (5) 国連総会決議53/77U「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」、1998年12月4日。

(財)日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5

霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

<http://www.ijnet.or.jp/JIJA-CPDNP/>

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation